

別表第1（第3条—第5条関係）

種 目	性 能	対 象 者	基準額	耐用年数
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	常時介助を要する者	4,900円	8年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	21,560円	5年
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	上肢機能に障害のある者	166,320円	8年
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	169,400円	8年
歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な者	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を要する者	99,000円	8年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない者	73,700円	5年

体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある者	16,500円	5年
車いす	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	下肢が不自由な者	77,440円	6年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する者	13,380円	3年
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	62,040円	5年
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調節が著しく難しい者	22,000円	—
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580円（年度当たりの上限額）	—
ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある者	39,600円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250円	5年
ストーマ装具	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	ア ストーマ装具（消化器系） 人工肛門を造設した者	9,460円（1か月当たり）	—
		イ ストーマ装具（尿路系） 人工膀胱を造設した者	12,430円（1か月当たり）	—
人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	10,725円（1か月当たり）	—

チューブ型包帯	外力から皮膚を保護できるもの	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	170,500円(年度当たりの上限額)	—
人工呼吸器用バッテリー	使用している人工呼吸器専用のバッテリー(充電器及びインバーター等を含める)	人工呼吸器の装着が必要な者	200,000円	5年
自家発電機	AC100V(正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの		100,000円	10年
外部バッテリーまたはポータブル電源	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害を有し、電気式たん吸引器、ネブライザー等を使用している者	50,000円	5年

(注1) 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えたものについて支給する。

(注2) 人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリーまたはポータブル電源については、最初の支給決定に係る当該用具の耐用年数内において基準額まで複数回給付できる。

(注3) 外部バッテリーまたはポータブル電源については、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付履歴で電気式たん吸引器またはネブライザーの使用が確認できる場合、医師の意見書を省略することができる。